

「〈池田泉州〉ICキャッシュカード(タイプC)不正使用被害補償」サービス規定

本サービスに基づいて加入する「〈池田泉州〉ICキャッシュカード(タイプC)不正使用被害補償」(以下「補償」といいます。)については、以下の内容により取扱います。

1. 対象となる口座

補償の対象となる口座は「〈池田泉州〉ICキャッシュカード(タイプC)」(以下、ICキャッシュカードといいます。)の利用口座とします。なお、ICキャッシュカードを発行する口座のうち、生体認証の対象口座として登録し、かつ、生体認証を必要とする取引を「生体認証対象取引」といい、生体認証を必要としない取引を「一般取引」といいます。また、生体認証の対象口座として登録しない口座の取引を「一般取引」といいます。

2. 補償の内容、補償金支払の限度額

(1) 預金取引に使用するICキャッシュカードの管理について、個人のお客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合、次の損害に対し補償いたします。

① ICキャッシュカードが詐取・横領に遭い、または紛失し、他人により不正使用されたことにより被った損害に対し、生体認証対象取引は1口座あたり年間通算して1億円、一般取引は1口座あたり年間通算して200万円を限度とし、実損額をてん補します。ただし、当行がお客様からの詐取・横領または紛失された旨の届出を受理した日(以下、「受理日」といいます。)の30日前以降、受理日までの31日間に行われた不正使用による損害に限ります。

② ICキャッシュカードの喝取による損害に対し、生体認証取引、一般取引に関わらず1口座あたり年間通算して200万円を限度とし、実損額をてん補します。ただし、当行がお客様からの喝取された旨の届出を受理した日(以下、「受理日」といいます。)の30日前以降、受理日までの31日間に行われた喝取による損害に限ります。

なお、①、②のいずれの場合も、総合口座担保定期預金を担保とする当座貸越による払出による損害は補償金お支払いの対象としますが、当座貸越ローンによる損害は対象となりません。また、当該口座を返済口座とするカードローンの不正使用による損害も対象となりません。

(2) 預金取引に使用するICキャッシュカードの管理について、法人のお客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合、次の損害に対し補償いたします。

① ICキャッシュカードが盗難(盗取・詐取および横領)に遭い、または紛失し、他人により不正使用されたことによ

り被った損害に対し、生体認証対象取引は1口座あたり年間通算して1億円、一般取引は1口座あたり年間通算して200万円を限度とし、実損額をてん補します。ただし、当行がお客様からの盗難または紛失された旨の届出を受理した日(以下、「受理日」といいます。)の30日前以降、受理日までの31日間に行われた不正使用による損害に限ります。

② ICキャッシュカードの喝取による損害に対し、生体認証対象取引、一般取引に関わらず1口座あたり年間通算して200万円を限度とし、実損額をてん補します。ただし、当行がお客様からの喝取された旨の届出を受理した日(以下、「受理日」といいます。)の30日前以降、受理日までの31日間に行われた喝取による損害に限ります。

③ ICキャッシュカードが偽変造に遭い、他人により不正使用されたことにより被った損害に対し、生体認証対象取引は1口座あたり年間通算して1億円、一般取引は1口座あたり年間通算して200万円を限度とし、実損額をてん補します。ただし、当行がお客様からの不正な引出しがあった旨の届出を受理した日(以下、「受理日」といいます。)の30日前以降、受理日までの31日間に行われた不正な引出しによる損害に限ります。

なお、①、②、③のいずれの場合も、当該口座を返済口座とするカードローンの不正使用による損害は対象となりません。

(注) 喝取とは、キャッシュディスプレイ(現金自動支払機をいい、現金自動預入払出兼用機等、現金自動支払機と同等の機能を有するもの)設置場所において、キャッシュカードにより現金を引き出すよう強要され、かつ、その引き出された現金を奪われたことをいいます。

(注) 「年間」とは、生体認証取引については、毎年6月1日午後4時以後、翌年6月1日午後4時前までの期間とし、一般取引については、毎年12月1日午後4時以後、翌年12月1日午後4時前までの期間とします。

3. 事故発生時の届出

盗難・偽造などの事故が発生した場合は、当行まで届出てください。また、盗難・偽造などによる不正使用および喝取による損害を被った場合は、必ず所轄警察署に被害届を提出してください。

4. 補償金支払の対象外とされる主なもの

(1) 次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、補償金が

支払われません。

- ① お客様の故意もしくは重過失または法令違反。
 - ② お客様の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人、または使用人が自ら行い、もしくは加担した盗難・喝取または偽変造。
 - ③ 他人に譲渡・貸与または担保差し入れされたキャッシュカードの不正使用。
 - ④ 地震、噴火またはこれらによる津波、もしくは戦争、内乱などに基づく著しい社会秩序混乱に乘じ、または付随してなされた盗難・喝取または偽変造。
 - ⑤ カード規定違反
 - ⑥ カードが預金者に到達する前に生じた紛失、盗難または偽変造されたカードによる不正な預金引出し。
 - ⑦ 盗難、紛失したまたは、偽変造されたカードの発見回収にご協力いただけないとき、もしくは発見または回収したときに当行宛てにご通知いただけないとき。
- (2) 次の場合は、補償金が支払われません。
- ① お客様が所轄警察署への被害届を提出しない場合。
 - ② お客様が補償金請求に関わる必要書類を当行の指定する日まで提出しない場合。
 - ③ お客様が被害調査の協力をしない場合。
 - ④ お客様が補償金請求書などに知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をした場合。

5. 個人情報の取扱いについて

当行がこの補償規定に基づいて補償金をお支払いする場合、当行から、損害保険会社に当行の有する預金者に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 犯人に対する賠償請求

当行が補償金をお支払いした場合には、預金者が不正な預金引き出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、預金者の権利を害さない範囲内で、当行に移転するものとします。

7. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行キャッシュカード規定により取扱います。

以 上
(2012年9月現在)